



一気合格を現実のものとするオリジナルテキスト。

合格へ導く工夫が満載です!

目次

特許法編

- 第1章 特許及び特許出願 (29条~40条)
- 第2章 手続の補正・却下 (17条~18条の2)
- 第3章 優先権・分割・変更等 (41条~46条の2)
- 第4章 審査 (47条~63条)
- 第5章 出願公開 (64条~65条)
- 第6章 特許権の設定の登録・存続期間 (66条~67条の4)
- 第7章 特許権・実施権 (68条~99条)
- 第8章 権利侵害 (100条~106条)
- 第9章 特許異議の申立て (113条~120条の8)
- 第10章 審判 (121条~170条)
- 第11章 再審 (171条~177条)
- 第12章 訴訟 (178条~184条の2)
- 第13章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例 (184条の3~184条の20)
- 第14章 総則 (1条~16条、19条~28条)
- 第15章 特許料 (107条~112条の3)
- 第16章 雑則 (185条~195条の4)
- 第17章 罰則 (196条~204条)

◆ 本テキストの章立てについて ◆

特許法編の章立ては、条文の章立てではなく、本テキストオリジナルの章立てとなっております。

特許法編 第1章 特許及び特許出願

第1章 特許及び特許出願

特許の要件 (29条)

第29条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

① 関連条文 30条

② 確認事項

- 産業上利用可能性 (29条 1項柱書)
 - 産業上利用することができる発明
 - 学術的、実験的にのみ利用することができる発明等は排除することを意味 (青本 29条)
 - 利用 → 実施 (2条 3項) を意味
 - 産業上利用することができない発明の種類
 - 人間を手術、治療又は診断する方法の発明 (特実審査基準第Ⅲ部第1章3.1.1参照)
 - 人体に対して外科的処置を施す方法や、病気の軽減及び抑制のために、患者に投薬、物理療法等の手段を施す方法等が該当する。
 - ポイント
 - 医療機器、医薬自体は、物であり、「人間を手術、治療又は診断する方法」に該当しない (特実審査基準第Ⅲ部第1章3.2.1(1))。
 - 業として利用できない発明 (特実審査基準第Ⅲ部第1章3.1.2参照)
 - 喫煙方法のような個人的にのみ利用される発明や、学術的、実験的にのみ利用される発明が該当する。
 - ポイント
 - 「髪にウエイブをかける方法」のように、個人的に利用され得るものであっても、営業の可能性のあるものは、「個人的にのみ利用される発明」に該当しない。また、学校において使用される「理科の実験セット」のように、実験に利用されるものであっても、市販又は営業の可能性のあるものは、「学術的、実験的にのみ利用される発明」に該当しない (特実審査基準第Ⅲ部第1章3.2.2)。

1 **学習経験者ならではの学習順**
 テキストは単なる条文番号順ではなく、まずは論文試験に関連の深い特許要件や中間処理等の「理解系」条文から学習し、総則や罰則等の短答「暗記系」条文を最後の方で学習できるような構成となっています。この学習経験者ならではの学習順で、一気合格が現実のものとなるはず。

2 **関連する条文を掲載**
 関連する条文を掲載しています。これによって、論文との並行学習を助け、効率的な学習を可能にしています。

3 **条文の規定を解説**
 青本や基本書のなどの記載も盛り込みつつ、条文の規定を丁寧に解説しています。過去に問われた箇所はもちろん、近時の出題傾向から、今後問われる可能性がある事項も的確に指摘して解説することで、確実に点数を上げることができます。

76 ■ 特許法・実用新案法 テキスト

6. 29条の2との関係

(1) 分割出願が29条の2の「他の特許出願」(後願を排除することができる出願)に該当する場合
 → 出願はもとの特許出願の時にしたものとはみなされない(2項但書)。
 → 下図の場合、出願aが公開されても、出願Bは、出願aを引用して29条の規定により拒絶されない(この場合、出願Bは、出願Aを引用して29条の規定により拒絶される)。

(2) 分割出願が29条の2の「当該特許出願」(審査対象となる後願)
 → 出願はもとの特許出願の時にしたもののみみなされる(2項本文)。
 → 下図の場合、出願Bが公開されても、出願aは29条の2では拒絶され

7. 分割出願の際の優先権証明書提出期間 (3項で読み替える43条2項)
 → 43条2項各号に掲げる日のうち最前の日から1年4月又は新たな特許出願3月のうちの遅い日まで

8. 分割出願における手続の簡素化 (4項)
 → もとの特許出願について、以下の(1)又は(2)に基づき提出された書面又は書状は、分割出願についてもその出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。
 (1) 30条2項の規定の適用を受けるための手続 (同条3項)
 (2) 優先権主張の手続 (41条4項、43条1項・2項 (43条の2第3項等) における場合を含む。))

ポイント

原出願に際して30条2項の規定の適用を受けるための手続を行っていない → 発明の公開日から6月以内に分割出願をして手続を行えば、30条2項の規定を受けることができる (新喪失手引き5.2)。

4 **場面を想定して学べる具体例**
 具体例も示されているので、場面想定もしやすく、多様な問われ方に対応することができるようになります。

5 **視覚的に捉え、深い理解を得る**
 ポイントを時系列や表などを用いて解説することにより、条文の内容を視覚的に捉え、理解を深めることができます。

6 **納富式工夫満載!**
 頻出のPCTは、未出の問題が出る傾向が強いいため、出題が予想される規則を別冊のルールブックやチェックリスト(オリジナルレジュメに掲載)等を使用しながら知識の確認を行っていきます。

画像はサンプルです。